



## 福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係  
☎476-1111(143)

### 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給要件

#### ●支給対象者

- ・平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

#### ●対象児童

- ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

#### ●支給額

- ・対象児童1人につき **3,000円**

#### ●基準日

- ・平成27年5月31日

### 申請方法

#### 臨時福祉給付金

基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が大崎町にある方が対象です。

- 申請先：大崎町役場保健福祉課 『臨時福祉給付金』窓口
- 申請期間：平成27年8月5日（水）～ 11月6日（金）
- 提出書類：申請書（対象者になるとと思われる方へ7月下旬に郵送します。）

#### 子育て世帯臨時特例給付金

平成27年6月分の児童手当を大崎町から受給される方が対象です。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が大崎町にある方が対象です。

- 申請先：大崎町役場保健福祉課 『子育て世帯臨時特例給付金』窓口
- 申請期間：平成27年6月15日（月）～ 11月6日（金）
- 提出書類：申請書（児童手当現況届と一緒に郵送します。）

### 給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。ただし、10月中旬以降になります。